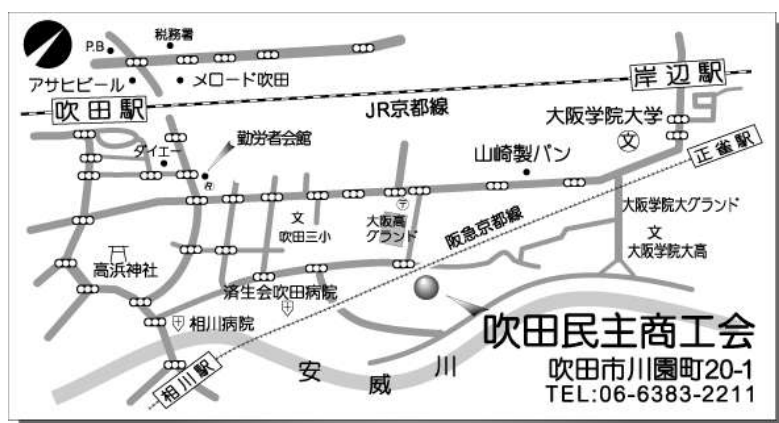


吹田市産業振興政策への提案 2011 年版

— 地域経済の循環で、中小業者の仕事を起こし、

労働者に働く場所と人間らしく暮らせる賃金の保障を一



2011 年 6 月 9 日

吹田民主商工会

吹田市川園町 20-1

Tel 06-6383-2211

Fax 06-6382-8190

「吹田市産業振興政策への提案 2011 年版」 目次

I	吹田市の産業政策の提案にあたって	P 1
II	吹田市産業振興条例の制定	
(1)	各団体の思い入れのある条例に	P 1
(2)	吹田市産業振興条例の内容	P 2
III	「吹田市産業振興条例」制定後の施策展開	P 3
IV	産業振興施策展開の到達点をどう見るか	
(1)	施策展開の成果と到達点	P 4
(2)	克服すべき課題	P 5
V	全事業所実態調査の結果から	
(1)	実態調査の目的と実施状況	P 6
(2)	実態調査の結果	P 6
(3)	調査結果から見える吹田の商工業（者）の特徴と課題	P 7
VI	政策提案にあたっての基本的な視点	
(1)	街づくりの関係のなかで産業振興政策を考えること	P 9
(2)	中小業者の保護・育成を重視すること	P10
(3)	地域経済の循環を促す施策を重視すること	P11
(4)	人づくり、組織づくりを重視すること	P11
VII	中小企業者の実態に相応しい産業振興政策の提案	
1	仕事を起し、雇用を安定させて地域経済を循環させる	P12
(1)	「官公需の地元優先発注、中小業者の仕事起しを求める請願」の全面実施を	
①	請願事項第 1 項目「官公需の地元発注割合を件数だけではなく金額の面でも大幅に高めるとともに、分離分割発注を徹底することで、より多くの地元中小企業・中小業者に仕事が回るように改善すること」について	
②	請願事項第 2 項目「予定されている市営住宅の建設については、原則として地元中小企業・中小業者優先発注とすること」について	
③	請願事項第 3 項目「全国 439 自治体で実施されている「小規模工事希望者登録制度」を創設すること」について	

④ 請願事項第 4 項目「期限を切った緊急経済対策として、全国 154 自治体で実施している『住宅リフォーム助成制度』を創設すること」について	
(2) 雇用対策の抜本的な強化を	
① 「防災を意識したまちづくり」と雇用促進事業の創設	P15
② 公務員改革で生まれた資金を新規職員の採用に	P16
③ 公契約条例を制定する	P16
④ 就労支援対策の充実を	P16
(3) TPP 参加は地域経済の崩壊招く	P17
2 商店街・市場対策を強化する	
(1) 商店街・市場の社会的な役割を住民合意で確認すること	P17
(2) 商店街・市場の実態把握を早急に	P18
(3) 2つの具体的な支援策	P18
(4) イベント事業と本格的な商業支援のあり方について	P19
(5) 商業人育成・リーダー育成の支援	P19
(6) 大型店進出と既存大型店の撤退を阻止する施策を	P19
3 「中小企業支援センター」(仮称) 開設を視野に入れ相談窓口を充実させる	P20
4 融資制度を充実させるとともに金融機関との連携を強める	P20
5 意識的・系統的な人づくり、組織づくりを進める	P21
6 事業主や従業員の健康問題を重視する	P22
7 産業施策を吹田市行政の上位に位置づける推進体制の構築を	P23
8 その他の事項について	P23
おわりに	P25
<添付資料>	
(1) 吹田市産業振興条例	P26
(2) 地域における商業の活性化に関する要項	P28
(3) 商業者等に求められる具体的な地域貢献策の例	P29
(4) 吹田市官公需実績推移	P31
(5) 物品購入における市内業者優先発注について(通知)	P32
(6) 「官公需の地元優先発注、中小業者の仕事起しを求める請願」	P33
(7) 広島市小規模修繕発注状況	P35
(8) 宮古市住宅リフォーム助成制度説明書	P36
(9) 全事業所実態調査結果(一部)	P37
(10) 吹田市観光ビジョン(素案)に対する意見	P42

I 吹田市産業政策の提案にあたって

吹田民主商工会（以下、「吹田民商」）は、吹田市の商工行政が市行政全体から見て位置づけが低く問題であることを一貫して指摘してきました。2002 年以降は予算額の低さ（一般会計の 0.5% 約 5 億円）や幹部職員の頻繁な異動（室長は毎年異動、短い人は半年）、官公需の地元発注割合の急速な低下等を重点的に問題にしてきました。同時に、産業労働室の「部」への昇格などを求める提案型の要求運動も行ってきました。

「吹田市新商工振興ビジョン」（2006 年度—2015 年度、以下「新ビジョン」）の策定にあたっては、総合的な意見を表明（「新商工振興ビジョン素案（案）に対する意見」2005 年 9 月）するとともに、「吹田市商工振興ビジョン」（1996 年度—2005 年度）が全く実施されなかった経過を指摘して、推進する体制の確立を強く要望してきました。「施策検討部会」（2006 年度）の設置は民商のこの提案を踏まえて実現したものです。また、2007 年 4 月に行われた吹田市長選挙では、「商工予算の大幅な引き上げ」、「地域経済振興条例の制定」、「官公需の地元発注割合の大幅な引き上げ」、「従業員の地元採用が進むように支援」などの政策を掲げました。今年 4 月の市長選挙では「中小業者の仕事起し」「吹田市産業振興条例の具体的な推進」等を政策に掲げました。結果は、民商推薦候補者の当選には至りませんでしたが、このときに掲げた政策の多くが現市政下で実現されたり、実現の方向で検討されたりしています。そのため、ここ数年の施策展開については吹田民商としても評価をしています。しかし、これらを本格的な産業政策ということはできません。この間の取り組みは誠実で信頼できるものが数多くありますが、内容的には（新たな分野への挑戦もありますが）実態把握や直面する問題への対応、そして、既存施策の継続が施策展開の中心となっているからです。そのため、現在の商工業者の実態に相応しい政策を検討し、それを施策に具体化する必要があることは明白です。幸い、吹田市は「吹田市産業振興条例」が制定され、「全事業所実態調査」も実施され、政策づくりの条件が整いました。

この小論は、産業労働にぎわい部が設置された以降の施策の成果と課題をまとめるとともに、全事業所実態調査の分析結果から導かれる課題をまとめることで、吹田の産業政策の方向性を明らかにしようとするものです。

II 吹田市産業振興条例の制定

（1）各団体の思い入れのある条例に

吹田市産業振興条例制定の議論は 2007 年 8 月から始まりました。当初の方向性は①名称は「吹田市商工振興条例」② 2008 年 3 月議会に提案する③ 内容は事業者の責務は明確にするが行政については不明確等、およそ「地域経済振興条例」とは言いがたいものでした。それが、2007 年 11 月 12 日に「産業労働室」が「産業労働にぎわい部」に昇格したことで、① 2009 年 3 月議会に提案すること、② 名称も「産業振興条例」に変更すること、③ 八尾市の条例を越えるものにするなどを確認して軌道修正を行い、継続して討議を行いました。商工会議所や商業団体連合会、中小企業家同友会、消費者団体、そして、吹田民商の代表が参加して其々の団体の意見を尊重しながら大変民主的な討議を経て策定

されたのが、この条例の最大の特徴であり、積極面です。そのため、討議に参加した全ての団体が思い入れを持った条文や語句をもっています。まさに皆で作りに上げた条例となっています。

（２） 吹田市産業振興条例の内容

内容面でも積極的な面が数多くあります。第１は「産業基盤の安定と強化並びに地域経済の循環と活性化を図る」ことで「就労機会の増大及び安心安全な市民生活に資する」とともに「調和のとれた地域社会の発展に寄与する」（１条）ことを目的としたことです。「地域経済の循環」を図ることが「就労機会の増大」を促し、「調和のとれた地域社会の発展」に寄与すると確認されたことの意義は大きなものがあります。中小業者の仕事起しの重要性にも根拠を与えています。

第２は「産業の振興は中小企業者の発展を基に推進」（３条）されること、「小規模企業者の経営の状況に応じた支援」（４条）が明確にされていること、「大企業」や「大型店」の役割が明記（６条）されていること等、中小企業や中小業者を進行していくことが産業振興の柱であることを確認したことです。中小企業、中小業者が地域経済の担い手であることを条文上に明確にしたことができます。

第３は「中小企業者の受注機会の増大を図る」ことや「雇用の促進及び継続に対する支援」（４条）を市の方針としたことです。仕事確保・仕事起し、雇用促進・継続は地域経済振興の基礎となるものです。大型店の撤退、企業の移転の際の雇用継続に道を広く条文となっています。

第４は「地域密着型商業」「都市型工業」を推進するとともに、「農業」と「観光」を産業として位置づけた（４条）ことです。昨今、吹田市内の製造業が多数他市へ移転している状況があります。市はそれに対して有効な施策を打たないまま推移してきました。居住機能との調和をどのように果たすのかが問われています。この問題は雇用を維持する上でも大変重要です。農業と観光を産業として育成するためには研究が必要です。

第５は産業振興を推進させる主体が「市」（３条）であることを明確にし、「必要な調査」や「財政措置」（５条）を明記したことです。条例の目的と理念、その方針を推進する基礎を示したことになります。「市の役割」（５条）を「市の責務」にすることができなかったのが残念です。

第６は最も議論の対象となった「企業誘致」については大企業の誘致ではないことを確認し、誘致する場合は「地域経済の循環および活性化に資する」（４条）との条件をつけたことです。つまり、人、モノ、お金が循環することが重要だとしました。

第７は商店会の皆さんがご苦労されている「加入」と「応分の負担」を明記したことです。コンビニ等もこの対象に入る（６条）ことを明記した点で全国的にも珍しい条例です。商店街や市場でこの問題だけ特化すると現場で対立が起きます。地域経済全体を振興させる中で、この問題を議論し働きかけていくことが重要です。

第８は経済団体（７条）や市民の役割（８条）を明記していることです。行政の役割は勿

論重要ですが経済団体が自らの利害にとらわれることなく地域経済振興に力を尽くすことが切実に求められています。要求を出すだけではなく、社会的な役割を自覚して自立して運営していくことが重要です。また、市民の役割を促すためには、産業の実態やその役割について広く知らせていくことが前提となります。その点で、学校教育や社会教育、地域自治体との連携のあり方を検討する必要があります。市民の理解が進めば、商店街の振興や製造業が他市に移転していることの問題点を解決することができます。

第9は「必要な会議」の開催と「実施状況の公表」(9条)を明記したことです。条例策定の議論は住民参加で行われました。このようなシステムを維持していくとともに、実施状況を広く市民に知らせることで関心を高めていく必要があります。

Ⅲ「吹田市産業振興条例」制定後の施策展開

条例施行後、それを具体化させる施策の展開が行われました。第1に2009年4月1日から「産業労働にぎわい部」に「起業・工業部門」が設置されたことです。前述したように吹田市では1990年代から市内にある製造関係の事業者が大量に他市に移転をしているにも関わらず放置されていた実情がありました。吹田民商はこの問題を重視して対策を講じることを求めていましたが、それが担当部局を置くという形で実現しました。同年7月1日からはビジネスコーディネーター事業もスタートしました。まず製造業の実態把握を行うことを目的にして精力的な事業所訪問が行われ、現在では300社ほどの実情が把握されています。それを基に吹田市のホームページに「市内ものづくり中小企業」のコーナーをつくり順次紹介したり、セミナーを開催したりしています。「なにわの名工」にも応募し3名(2名は吹田民商会員)が表彰を受けました。小さくても元気な企業を発見したり、移転先を吹田市内に紹介したりするなど短期間で一定の成果を挙げています。

第2は様々な実態調査が行われたことです。全事業所実態調査の実施、商業分野は吹田駅周辺商店街の「後継者」調査・買い物調査、労働分野は「ニート・引きこもり」雇用・労働調査、農業分野は「地産地消」調査を実施しました。どのような目的で実施されたか承知していない部分もありますが、吹田市の産業政策を総合的に見直しをするためには実態の正確な把握が欠かせません。「新ビジョン」策定の際に500万円近い資金を使いながら「報告集」を作成したのみで、何ら活用されなかったという苦い経験があります。今回はそのようなことがないようにしなければなりません。

第3は「吹田市商工業振興対策協議会」の基に「事業所実態調査作業部会」、「企業誘致・起業家支援施策検討作業部会」、「商業活性化に関する要領・要項制定作業部会」の3つの専門部会をスタートさせたことです。「事業所実態調査作業部会」は実態調査項目の検討、調査結果の分析を行ないました。最終的に「全事業所実態調査・調査結果」がまとめられることになっています。「企業誘致・起業家支援施策検討作業部会」は豊中市の施策実態を視察するとともに、起業家育成の一環として研修会を2011年2月に開催します。初めて商工会議所、中小企業家同友会、民商が同じ席で、同じ目的で研修会を開催することになります。「商業活性化に関する要領・要項制定作業部会」では、「地域における商業の活性化

のための要項」が2010年1月1日に施行され、その後は、地域貢献のあり方が討議され「商業者等に求められる具体的な地域貢献策の例」が策定されることになっています。3つの部会には、商工会議所、商店会連合会、中小企業家同友会、消費者団体、そして、吹田民商の代表が参加しています。民商は3つの部会全てに其々4名～5名の役員が参加しました。

第4は官公需における「物品」分野の市内業者優先発注を2011年（平成23年）度から実施することを決定したことです。2010年9月から仕組みづくりの試行も始まりました。吹田民商は官公需の地元発注割合が年々低下している実態を一貫して告発し問題にしてみました。5月には市長と市議会議長に対して要望書も提出しました。商工会議所も市長に対して要望書を提出されたことを受け、産業労働にぎわい部が財政の方とも連続して協議されたと聞いています。地域経済振興に責任を持つ部署がこのような形で要望を明確にして調整を行った事は大変貴重な経験であると言えます。同時に、「室」から「部」へ昇格した成果が発揮されたと言えるものです。

第5は明確な実態把握もビジョンもないまま観光施策を次々と展開していることです。2009年度には「観光センター」を開設し、2010年度には「吹田にぎわい観光協会」を設立して観光行政に相当の力点を置いています。職員も5名が配置され、商業や工業のラインよりも重視されています。2010年秋には「まちの駅」構想がいきなり発表されました。第3次総合計画や新商工振興ビジョンにも全く記述のなかった「観光」に力点が置かれていることは多くの商工関係者に違和感を与えています。なぜなら、現在投入されている「観光」の予算も人員も本来であれば「商工」に投入されているべきものだからです。

IV 産業振興施策展開の到達点をどう見るか

（1） 施策展開の成果と到達点

まず施策展開の成果をまとめます。第1の成果は吹田市産業振興条例を住民参加の民主的な討議で制定したことです。条例制定後も、条例をどのように具体化するかを官民協力して話し合ってきました。「地域における商業の活性化に関する要項」（2010年1月1日）、「商業者等に求められる具体的な地域貢献策の例」（2011年2月）も策定されました。「条例」も「要項」も、そして、「地域貢献策の例」も当初の提案段階から見て何倍も素晴らしい内容のものができあがりました。第2の成果は今まで全く手がつけられていなかった「工業」の分野にも切り込み、ビジネスコーディネーター事業を推進して市内製造業の実態把握に努められたことです。第3の成果は全事業所実態調査や商店街後継者調査、雇用・労働調査、「地産・地消」調査など吹田の産業全般の実態把握に努められたことです。第4の成果はJR吹田駅周辺まちづくり協議会の発足です。協議会の構成やイベントに傾斜した企画、財政的な裏づけのなさ等の問題点はあるものの地域住民と協力して商店街を振興させる観点は重要です。第5の成果はジョブカフェ吹田、ジョブナビ吹田を創設して就業支援に取り組んでいることです。第6の成果は官公需における「物品」分野の「市内業者優先発注」が決定されたことです。2010年12月市議会では吹田民商が提出した「官公需の地元優先発注、中小業者の仕事起こしを求める請願」も採択されています。第7の成果は「吹

田市商工業対策協議会」の位置づけが実践的に高まったことです。吹田市産業振興条例や3つの部会の審議を通して全ての委員が積極的に発言するようになりました。

以上の施策展開の成果は吹田市産業振興条例を具体的に推進する上の基礎となるものです。しかし、これ等の内容が軌道にのり方向性が定まるまでには時間がかかります。例えば、ビジネスコーディネーター事業はある程度の実態把握はできたものの、それを踏まえて何をするのかは未定です。ジョブカフェ吹田、ジョブナビ吹田も一定の役割は果たしていますが、現状の取り組みでは情勢に相応しい対応とはいえません。つまり、全体として前進はしているものの、総合的な方針が未確立で「模索」している段階であるというのが現在の到達点です。

（２） 克服すべき課題

現在の到達点を前進させる上で解決しなければならない課題が幾つかあります。第1の課題は、各種多様な実態調査の結果を踏まえた政策検討を行う必要があることです。東大阪市や八尾市でも同様の実態調査が行われていますが、調査後に時間を置くことなく短期間で集中して集計作業と分析が行われ総合的な政策立案に結びつけています。この両市の施策が全国から注目された要因もここにあります。ところが、吹田市では短期間にこれほど多様な実態調査を行いながら担当部局で討議もせず放置しています。正しい政策は正確な実態把握なくして成り立ちません。「部」の中の「縦割り」の枠を乗り越えた精力的な討議とそれを踏まえた政策提案を急いで行う必要があります。その際、指摘しておかなければならないのは、職員のなかに余裕がないということです。2000年以降の頻繁な人事異動の弊害と職員の削減が影響していると考えられます。

第2の課題は、産業政策を協議し推進する体制をどのような形で構築させるかということです。担当部局が「室」から「部」に格上げされたとは言え、予算額や職員数に見られるように、まだまだ、この分野が市行政のなかで占める位置づけは低すぎるといわなければなりません。予算額を大幅に増額させるとともに、全庁舎的な対応をとる必要があるとともに、「吹田市商工業振興対策協議会」の位置づけも高めていく必要があります。

第3の課題は、吹田市産業振興条例が農業と観光を産業として位置づけているものの、これ等が「産業」として成り立つかが不透明であるということです。この二分野は「吹田市商工業振興対策協議会」の枠外で検討されており、どこで、どのような討議が行われ、産業政策全体とどのように整合性が保たれるのかも明らかではありません。食料の自給率向上が叫ばれている昨今、農業が産業として成り立つ事は本当に重要です。また、観光によって地域経済が循環する、まちづくりにも貢献するのであれば産業としての位置も明確になるはずです。しかし、現行施策は文化施策と重なる部分が数多くあり産業としての方向性が不明確です。

第4の課題は、企業誘致の可能性が浮上していたり、商業の分野では中規模店の進出も相次いでいたりするなかで、条例や要項に沿った対応をどのように行っていくかということです。それだけではありません。引き続き、吹田から他市へ移転する企業もあります。

産業集積や雇用の問題にどのように対応するかが問われています。

第5の課題は、直面する経済的な困窮にどのように対応するかということです。直近の課題としては「仕事起し」と「金融」施策の充実が切実に求められています。

V 全事業所実態調査の結果から

(1) 実態調査の目的と実施状況

全事業者実態調査は2010年1月に「吹田市内の事業所に対して、調査を実施することにより、市内事業所の実態や施策ニーズを把握し、今後の施策検討の基礎資料とする」ことを目的に実施されました。調査項目は「吹田市商工業振興対策協議会」の下にある「全事業所実態調査作業部会」で検討されました。調査は委託事業で行われ、平成18年に総務省が行った「事業所」起業統計調査のデーターを活用して実施され、7,449事業所に届けられて1,556事業所(20,8%)から回収されました。40%程度の回収を予測していたため基礎データーとなるか心配されましたが、東大阪市の前経済部長の木村潤一さんによると「20%あれば十分」という発言を聞かせていただき安心しました。

(2) 実態調査の結果

①「ここ3年の売上高」については、「減少」が1005事業所66,6%で、「増加」と回答したのは140事業所9,3%しかありませんでした。9人以下の事業所では「減少」が70%であるのに対し、増加したのは3,1%しかありませんが、10人以上の事業所では「減少」が52,1%、「増加」が18,5%でした。「減少幅」は「3割以内」が9人以下で64,9%、10人以上で84,0%、「減少幅が5割超」は、9人以下で15,9%、10人以上で4,0%となっています。規模の小さい事業所ほど売上高の減少が著しいことがわかります。業種別では飲食業が82,5%と「減少」が酷く、製造業65,5%、卸・小売業64,7%、運輸業63,6%、サービス業61,1%と続いています。「増加」していると回答している割合の高かったのは情報通信業19,4%です。地域的には豊津・江坂地域の健闘が目立っています。

②「借入あり」は、9人以下で56,5%、10人以上で46,7%でした。返済状況は、「順調」が、9人以下で48,0%、10人以上で72,5%でした。「資金繰り」については「窮屈」「行き詰まり状態」と回答したのは、9人以下で42,0%、10人以上で17,7%となっています。ここでも規模の小さな事業所が融資に頼らざるを得ないなか、返済にも、資金繰りにも苦労している実態が鮮明に表れています。

③「人材採用」は「採用0人」が年々増加しています。平成20年度で802事業所59,2%、平成21年度で812事業所60,2%、平成22年度が939事業所70,1%もあります。9人以下の事業所では平成22年度で86,0%、10人以上でも平成20年度、平成21年度で33%、平成22年度は51,8%と増加しています。採用を増やしている業種としては「情報通信業」、「不動産業」「サービス業」が、地域的には豊津・江坂地域が増加しています。「不足している人材」としては、「営業、マーケティング知識のある人」18,4%、「専門技術能力のある人」17,1%で、即戦力が期待されています。「人材育成」では、「特に行っていない」が9

人以下で 67,6%、10 人以上で 15,2%です。10 人以上で行っている人材育成の多くは「社内集合研修」43,2%でした。ここでも規模の小さな事業所には対応力がないことが示されています。「後継者」が「いる」のは 9 人以下の事業所で 24,0%、10 人以上で 29,9%となっています。

④「健康」については回答者の 43,1%が「不安」を抱え、50,3%が「疲労が翌日に持ち越す」、46%が「通院している」と回答しています。「12時間以上の労働時間の事業主が 16,9%、「1 ヶ月の休日日数」は約 20%の事業主が週 1 回を確保できておらず、9 人以下の事業主で「0 日」と「1 日」は合わせて 8,1%でした。「健康診断」は 9 人以下の事業者で 24,7%、10 人以上の事業所で 10,2%が受診できていません。健康に不安と問題を抱えながら働いている事業主の姿が浮き彫りになっています。

⑤「地域での社会的活動」へ参加状況は、回答者の 25,1%が「参加している」と回答しています。9 人以下では 28,3%、10 人以上では 19,6%で、規模の小さい事業所の方がより地域に密着した活動を行っています。活動の内容でも、10 人以上の事業主は同業組合の役員等が多数を占めていますが、9 人以下の事業主は自治会、町内会の役員が 38,8%も占めており、まちづくりの面で大切な役割を果たしています。

⑥「内的な要因による経営上の問題点」として「将来展望が見えない」と回答している事業所が 291 事業所（9 人以下では 49 事業所 14,5%）も占めています。業種別で見るとより鮮明で、建築業では 28,2%、飲食業では 16,7%、製造業 22,0%、運輸業 15,2%、卸・小売業 17,9%と回答をしています。「外的な要因による経営上の問題点」では「仕事そのものがない」と回答している事業所が 179 事業所（9 人以下では 36 事業所 11,4%）も占めています。この点も業種別に見ると一層鮮明に表れており、建築業 34,6%、製造業 31,0%という状況です。飲食業 62,7%、サービス業 32,4%、教育・学習支援業 30,4%、卸・小売業 30,3%は「来客数の減少」と回答しています。

⑦ 「事業活動推進上必要となる支援」としては「特になし」が 643 事業所（40,08%）「人材育成」が 283 事業所（18,0%）、「資金調達方法」が 187 事業所（11,9%）、「経営革新」が 133 事業所（8,4%）となっています。業種別で見ると、以上に加えて各種専門情報の提供を求めていることがわかります。製造業では 12,0%が「企業情報などのデータベース化」12,0%を求めています。

⑧「国、大阪府、本市に対する要望」としては、「無担保、無保証人融資の増枠」が 384 事業所 18,4%、「国保料の引き下げ」361 事業所 17,5%、「消費税の引き下げ、廃止」307 事業所 14,9%となっています。「福利厚生対策」147 事業所、「市場開拓の支援」135 事業所、「仕事の斡旋」129 事業所なども上位を占めています。業種別では、建築業の 20,5%、運輸業の 18,2%が「仕事のあっせん」を、情報通信業の 29,0%が「技術・研究開発への助成」、教育・学習支援業の 10,9%が「市場開拓の支援」を求めています。

（3）調査結果から見える吹田の商工業（者）の特徴と課題

第 1 の特徴と課題は、1005 事業所 66,6%が売上高を「減少」させていることです。「横

ばい」364事業所24,1%、「増加」140事業所9,3%、そして、「減少した」事業所でも減少幅は「3割以内」が725事業所73,8%と全体的にはよく健闘していると見ることができます。しかし、その健闘は自己努力によるもので、今の経済の落ち込みが今後も続けば持ちこたえることができる事業所は限られたものとなるでしょう。それは、「事業の将来展望が見えない」が291事業所、「経営者の意欲低下」92事業所、「来客数の減少」435事業所、「仕事そのものがない」179事業所との回答となって表れています。そのため、「国、大阪府、本市に対する要望」として、「市場開拓の支援」を135事業所が、「仕事のあっせん」を129事業所が求めているところからも窺うことができます。

第2の特徴と課題は、「金融」政策の重要性が明らかになっていることです。707事業所49,0%が「借入金あり」と回答しています。9人以下の事業所では56,5%、10人以上の事業所では46,7%で、規模が小さいほど融資に頼らざるを得ない状況があります。しかし、金融機関の対応は「これまでより良くなった」のは3,0%で、21,6%は「審査が厳しくなった」、「断られた」、「担保や保証人を過重に要求された」、「返済を厳しく迫られた」となっています。このような実態を受けて「必要となる支援」では「資金調達方法」が187事業所11,9%あり、「国や大阪府、本市に対する要望」でも「無担保・無保証人融資の増枠」が384事業所18,6%と全項目で最大の要望となっています。

第3の特徴と課題は、9人以下の事業所が大変厳しい状況にあることが鮮明になったことです。売上を「減少」させている事業所が70%、そのうち「5割以上の減少」が35,1%も占めています。「借入金」は56,5%が行い、そのうち「順調」に返済しているのは48,0%しかありません。資金繰りが「順調」なのは24,2%だけです。ここで注目する必要があるのは9人以下の事業主の28,3%が「社会的な活動」に参加していることです。それも、「自治会・町内会」「PTA、子ども会」「消防団」「防犯協会」などの地域密着活動に、そのうちの44,7%が参加しています。中小零細業者は経済活動の面だけではなく、まちづくりの担い手として大切な役割を果たしていることがわかります。

第4の特徴と課題は、「人材採用」をしない事業所が増加していることです。採用実績や採用予定から年間採用人数（最低ライン＝各選肢の最低人数×件数の合計）を推測すると、平成20年（2008年）度で5501人、平成21年（2009年）度で5586人、平成22年（2010年）度で3967人となっています。中小企業・中小業者が雇用の面で大切な役割を果たしていること、そして、平成20年（2008年）度、21年（平成2009年）度に比べ、平成22年（平成2010年）度の雇用が急速に悪化していることがわかります。そのようななか、採用数が激減していることは地域の経済的な力が大きく後退していることを示しています。

第5の特徴と課題は、「人材育成」を「特に行っていない」と回答した事業所が607事業所41,0%を占めていることです。9人以下では67,6%もの事業所が人材育成を行っていません。「内的な要因による経営上の問題点」として「人材の確保」や「営業力の不足」を自覚している事業所が332事業所（同数）も存在し、「今後の経営方針」でも、261事業所が「人材確保」、376事業所が「人材育成」を挙げています。「必要な支援」の項目でも「人材

育成」が「特になし」に次いで 2 番（283 事業所、18,0%）に挙がっています。大切さはわかっているが、方法がわからないということではないでしょうか。同時に指摘しなければならないのは事業主自身の「人材育成」です。「事業所や店舗の強み」について「特にない」315 事業所 10,6%、「わからない」63 事業所 2,1%、「売上減少の要因」が「わからない」35 事業所 1,8%を占めています。経済情勢が混沌としている情勢である事は事実ですが、自分と自分の家族、従業員の暮らしを支えるために何をどうするのかを考える必要があります。「事業主教育」も重要な課題といえることができます。

第 6 の特徴と課題は、事業主の「健康に不安」を抱えながら事業をしている事業主が 509 名 43,1%も存在することです。「翌日に持ち越す疲労がある」が 485 人 50,3%、「現在通院している」が 449 人 46,0%となっています。健康診断を「受けていない」と回答したのは 187 人 18,5%にも上ります。9 人以下の事業主では「受けていない」が 24,7%にもなっています。

第 7 の特徴と課題は、消費税や国民健康保険料の支払に悩まされている事業主が多数存在することです。「消費税の引き下げ・廃止」は 307 事業所 14,9%、「国民健康保険料の引き下げ」は 361 事業所 17,5%となっています。これでは、事業そのものに集中できません。

VI 政策提案にあたっての基本的な視点

政府は 2010 年 6 月 18 日の閣議で「中小企業憲章」を策定しました。「中小企業憲章」は、その前文で、「中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役である」と宣言し、「国の総力を挙げて」「自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考える」と決意を表明しています。吹田市の産業政策を立案する際にもこの前文の考え方を貫く必要があります。

この小論では、「産業労働にぎわい部」設置以降の施策展開からみる課題と全事業所実態調査結果の特徴からみる課題を明らかにしてきました。これ等の課題を克服するためには、吹田市産業振興条例の精神と中小業者の実態に相応しい政策提起がされる必要があります。その際、その政策の柱になるべき基本線を確認しておく必要があります。吹田民商は次の 4 点を基本にして取り組むべきだと考えています。

（1）街づくりの関係のなかで産業振興政策を考えること

産業の振興は、吹田に住む全ての人々が、衣食住の心配なく、いつまでも安心して住み続けられる街づくりを行う基盤をつくるものです。吹田市産業振興条例は、この点を「就労機会の増大」や「安心安全な市民生活の確保」に資するとともに「調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする」と記しています。産業の目的が利益追求のみではなく住民生活の幸福にあるとの視点を忘れてはなりません。どのような街をつくるのか、その関係のなかで産業振興政策を考えることが大切です。その際、基本となる考えを 4 点提起します。

その第 1 は東日本大地震・津波・原発事故を経験した今、日常の安心安全と「防災」を重視した街をつくることです。どんなときにも力になるのが人と人の結びつきです。

農業や漁業、製造業、商業など生活や仕事を通して地域が結びついています。震災直後から店を開けて地域住民を励まし続けた商店主もいました。岩手県宮古市では震災の 5 日後には、県、市はじめ建設協会、水道組合、大工組合、商工会議所など市内の建設関連団体全て（14 団体）が集まり「宮古地区災害復旧対策協議会」を設置して復興の中核を担っています。（全国商工新聞 5 月 9 日号参照）中小業者の存在は安心安全な街をつくる上でも、災害が起きた際の復旧・復興の中核としても大切な存在であることが多くの災害を経験して実証されています。

第 2 は「少子高齢化社会」に入っていると言う事実を見据える必要があるということです。少子化という事実は子どもが少なくなること、将来的には人口が減ることを意味します。30 年後、50 年後には急速に人口が減少することがわかっています。また、「高齢化」の事実は、体力的な衰えのなかで生活する人が増えていくということと、それでも長生きして人生を豊かに生きて行きたいという人も増えたということを意味します。高齢者は保護する対象の人もおり、元気よく働く意欲を持った人もいます。産業政策はこの点を見据えておく必要があります。

第 3 は「環境」に対する配慮です。地球の温暖化が進行するなかで環境問題が世界の関心ごとになっています。アメリカ政府が京都議定書から離脱し、日本政府が及び腰で後ろ向きの政策を取っている中でも、先進的な企業や国民による「環境重視」の行動は広がりを見せ急速に高まりを見せています。福島原発の事故は日本と世界のエネルギー政策にも影響を与え始めました。便利さを追求してきた時代、24 時間当たり前の時代からの転換の時期を迎えています。

第 4 は住民参加を貫くことです。自らの生活が「労働」を通して成り立っている事は知っていても、「経済」との関係で考えることができる住民はまだ少数です。しかし、商店街や市場が衰退している事実、製造関係の事業所が吹田から移転している事実、多くの人々が失業している事実は知られています。どうすれば地域住民が幸福になれるかを「地域経済」の側面から考え協力できる住民を増やすことが必要です。2007 年以降の吹田市商工行政は商工業団体や消費者団体の皆さんと行政が話し合いをしてより良きものを共に作ってきました。今後もその姿勢を貫くべきです。吹田市産業振興条例は、「市の役割」、「事業者の役割」、「経済団体等の役割」、「市民の役割」を記しています。其々が其々の役割を果たすことができるような参加の場を提供することが重要です。

（2） 中小業者の保護・育成を重視すること

中小企業基本法では、中小企業者という「括り」だけではなく「小規模企業者」という「括り」を設定するとともに「必要な考慮を払う」ことを求めています。「吹田市産業振興条例」においても同様に「小規模企業者の経営の状況に応じた支援を図る」ことを産業施策の方針として掲げています。これは日本の中小企業者の圧倒的多数がこの層で占められている事実を法律が無視できなかったことによるものです。吹田市内においても、2006 年の事業所統計によると、4 人以下は 51,8%、9 人以下は 72,9%を占めています。これ等の人々は経済的な側面だけではなく街づくりの側面でも大切な役割を果た

している人が多いことも事実です。この 9 人以下の事業所が大変厳しい状況にあることは実態調査結果で示されています。中小業者を吹田市が様々な形で「支援」していくことは地域経済を振興させるとともに、住民生活の安心安全を支える基盤づくりにも貢献するものです。

(3) 地域経済の循環を促す施策を重視すること

吹田市産業振興条例は「地域経済の循環と活性化」を図ることで「就労機会の増大」や「安心安全な市民生活」の確保に資することを目的としています。官公需を安価で市外業者へ発注しても、資金は市外に流出して、税金を吹田市に納めることはありません。大型店は市内の消費を吸い上げることに熱心ですが、市内住民の正規雇用を増やしたり、市内業者との取引を行ったりするわけではありません。地域経済を活性化するためには、市内（周辺）で雇用が促進され、市内（周辺）の「物」が動き、そのことを通して「資金」が動くような施策が進められる必要があります。つまり「お金」が循環する仕組みを意識的に創造していくことが重要です。

(4) 人づくり、組織づくりを重視すること

産業振興政策の核は「人」であり、「組織」です。地道に、そして系統的に人づくりと組織作りを追求することが大切です。この分野は時間がかかります。成果主義に陥ることなく根気良く時間をかけてやっていくことが重要です。先進自治体の経験に学んだり、専門家の力を借りたりすることも必要です。中小企業者だけではなく、市役所職員、児童や生徒・学生、地域住民などが吹田市の産業の実態や方向性を学び検討する機会を数多くもつことです。「吹田市が産業を大切にしている街」であるとの認識を中小企業者は勿論のこと地域住民にも広げていくなかで人づくり、組織づくりの成果が生まれてくるものと思います。そのために必要な観点は民主的な運営が行われていくことです。

VII 中小企業者の実態に相応しい産業振興政策の提案

1 仕事を起し、雇用を安定させて地域経済を循環させる

少数の者に「富」が集中し、多数の者に「貧困」が集中する社会は正常ではありません。人間が人間として生きていくことができるためには「働く場」と「生きていくに値する生活費（賃金）」が保障されなければなりません。ところが、中小業者には仕事がなく、労働者も働く場がありません。産業振興政策の最大の眼目は中小業者に仕事を起し、労働者に働く場所を提供することです。そのための施策を提案いたします。

全事業所実態調査の結果は中小企業・中小業者の大半の「売上が減少」しており、「将来展望が見えない」、「仕事そのものがない」ので「仕事をあっせんしてほしい」という実態を鮮明にしました。地域経済を活性化させるためには、中小企業・中小業者を振興させながら「域内循環」を高める施策を有効に打ち出すことがどうしても必要です。そのために最も適しているのが官公需の活用です。吹田市の官公需の地元発注割合は毎年のように低

下して、2009 年度では、件数で 41,5%、金額で 28,4%（2009 年度）となっています。「工事」では金額で 2000 年度に 75,2%あったのが、2009 年度には 27,1%に激減しています。「物品」は常に 20%前後で推移し、「役務」も 2007 年度から前年より 10%も減って 35%台に低下しています。国が示した契約目標から見ても（2009 年度 53,1%、2010 年度 56,2%）、大阪府の実績（2009 年度 63,0%）から見ても吹田市の低さは極端です。これでは吹田の中小企業・中小業者に仕事が回らず、雇用を拡大させることなどできません。吹田市産業振興条例は第 1 条で「地域経済の循環と活性化」を図ることで「就労機会の増大」に寄与することを求め、第 6 条でも「受注機会の増大」や「雇用の促進」を産業施策の方針としています。吹田民商は 2010 年 12 月の吹田市議会に「官公需の地元優先発注、中小業者の仕事起しを求める請願」を提出し 4 項目全てを採択していただきました。この請願の内容をすぐに施策化することが切実に求められています。

（１）「官公需の地元優先発注、中小業者の仕事起しを求める請願」の全面実施を

① 請願事項第 1 項目「官公需の地元発注割合を件数だけではなく金額の面でも大幅に高めるとともに、分離分割発注を徹底することで、より多くの地元中小企業・中小業者に仕事が回るように改善すること」について

重要なのは「件数だけではなく金額の面でも大幅に高めること」と「分離分割発注を徹底」することを求めた請願が採択されたことです。この内容を実行するために、前述したように、少なくとも早期に国基準以上に到達させるために必要な方向性を確実に打ち出す必要があります。

第 1 に、既に発注された官公需については、この請願の内容を受注者に伝えて極力、この趣旨が尊重されるような官公需にしてもらうことです。下請に回す場合は吹田の中小業者を使うことや材料等の仕入は吹田市内の中小業者から購入することを要請することです。

第 2 は、既に確定している官公需の優先順位を再度見直しすることです。「工事」部門が金額の面で激減しているのは大型工事が並行して進められていることに原因があります。大型工事の優先順位を凍結も含めて検討しなおすべきです。

第 3 は、今後は分離・分割発注を更に強化する必要があります。先日、「物品」の納入状況を担当課から教えていただきましたが、吹田市内全域に短期で納入できる能力が求められているとの説明でした。これでは、多くの地元の中小業者は初めから除外されているようなものです。「分離・分割」を行うと言いながら、別の基準が設けられて、地元業者が除外されています。また、「工事」部分でも「分離」はコストダウンにつながるから行われているが、「分割」をすると管理が大変になり一括発注になる傾向が強いとも聞いています。官公需は地元中小業者を育成することも役割としているはずですが。この部分では市職員の専門性が鋭く問われている問題でもあり、人材育成の方針も重要です。12 月市議会は小中学校と幼稚園のエアコン設置も決定されました。特定の会社が独占することなく、小学校区、若しくは中学校区ごとに電気屋さんと電気工事店を分離・分割して受注機会が拡大するような配慮を行っていただきたいと思います。

第4は、仕事を起していく施策を充実させることです。吹田市の施設の多くが建替えであったり、改修であったりする時期を迎えていると聞いています。そうであれば、その優先順位を住民参加で検討していき、地域経済振興とも連動させて方向性を定めていく必要があります。

第5は学校や病院など吹田市に関係する施設等にも徹底させる必要があることです。ある米屋さんが「吹田市の学校給食なのに、どうして吹田市内の米屋ではなく、大阪市内の会社が入れるのか。自分の孫がお世話になっている。安全な物を入れるのは当たり前だ。」と怒っていました。これが普通の住民感情です。学校給食に於ける市内業者発注割合は2003年度10,4%、2004年度11,2%、2005年度9,8%、2006年度10,5%、2007年度12,1%といった実態(2008年10月28日決算審査特別委員会における久保学校教育部総括参事の答弁より)です。病院給食でも同様の傾向があるものと推察されます。保護者や入院患者から集めた給食費で運営されているながら、大半を「顔の见えない」業者から納入させている制度は住民感情からも受け入れがたいものです。山中副市長は、2008年10月28日の同じ委員会で「今、保育園の例も出されましたが、食材の地産地消ということで、市長も以前から市内業者の育成と生鮮食料品等々を含めて、地産で賄えるものは地産でやっていくための施策を打ち出そうと今、努力をいたしているところでございます。その方向に沿いまして、今やっていることで何ができるのかを含め方針は打ち出しているわけですから、検討させていただきたいと思います。」と回答されています。この方向性は正しいものです。ここでも校区や食材の種類などで分離・分割発注することができれば地域経済の「循環」力を強めることができます。

第6は希望する中小業者の誰もが登録しやすい制度を創設することです。まず、登録は年間通して受け付けることです。大阪府では実行されていますが、吹田市では年1回で短期間しかありません。また、納税要件が大きな障害となっています。中小業者にとって消費税は価格に転嫁できなかったり、転嫁できたとしても値切りの対象になったりすることも頻繁におこります。それでも、身銭を切って払わされるのが消費税です。消費税を含む税金を滞納していても、請け負う工事の代金から納税する仕組みを創設して滞納している中小業者にも仕事を与える環境をつくるべきです。

② 請願事項第2項目「予定されている市営住宅の建設については、原則として地元中小企業・中小業者優先発注とすること」について

徹底して分離分割発注を行い、地元中小企業、中小業者のみで行うくらいの意気込みで行っていただきたいと思います。下請けも資材の購入先も市内中小業者、新たな雇用も吹田市内というくらいに徹底していただきたいものです。

建設される市営住宅には太陽光パネルの設置を行ってはどうでしょうか。吹田市が建設した既存の施設にも太陽光パネルが設置されていますが本格的なものではありません。市民意識を高めるほどの取り組みにすべきです。設置の費用は市民ファンド(住民の出資)で行えば市の負担が少なくなり、新たな仕事も生まれます。住民は太陽光の電力

を買い取る（買い取り制度が始まります）ことで出資したお金が何十年に渡って配当のように返ってきます。また、市営住宅の近くにバイオマス発電所を作れば電力と給湯（90℃のお湯）が提供されます。市営住宅の目の前で発電するため発電ロス也没有ありません。

③ 請願事項第3項目「全国439自治体で実施されている「小規模工事希望者登録制度」を創設すること」について

この制度は競争入札資格を持たない小さな建設業者が小規模な建設工事や修繕、物品の受注機会を確保・拡大すること、それを通じて地域経済の活性化につなげようとするものです。吹田市は既に同様の制度を創設しているとの認識があるようですが、それは、市外の事業者も登録できること、建設業の許可書を持っている事業者も登録できるなど、全国に広がっている「小規模工事希望者登録制度」とは異なる制度です。まずは、その認識を変えていただく必要があります。この制度の主眼は一般工事に登録される入札業者との「棲み分け」にあります。一定の金額以下の工事や修繕、物品の発注を、競争入札資格を持たず、市内に主たる事業所（本店）を置く小規模業者のみが登録する制度を創設することで、地域経済の活性化につなげようというものです。この理念がなければ「小規模工事希望者登録制度」とはなりません。小規模事業の金額設定はマチマチで、この制度を導入している自治体の半数以上が50万円となっています。埼玉県深谷市では、契約業者を選定する際は「原則として複数の業者との見積競争」を行い、10万円以上の工事については通常2社以上の合い見積もりを求めているそうです。それ以下は、全くの随意契約となっているそうです。請負代金は検査合格後30日以内に支払われ2年に1度の登録更新が行われ、「業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は登録が取消」されるようにもなっているそうです。広島市では各行政区ごと、また、部局ごとに「小規模修繕発注状況」（資料参照）が発表されています。吹田市でもこのような実態を把握する仕組みを構築するべきです。（本年2月22日、契約検査室との懇談の際に50万円以下の「修繕」の実態調査を約束していただきました。）

この機会に提案したいのは、この理念を「物品」分野にも拡大していただきたいと言うことです。2010年10月1日から「市内業者優先発注」の試行が行われています。予定価格が80万円を基準とすることは示されていますが、それ以外の内容はこれから検討されるようです。数千円規模の仕事でも市外業者との見積あわせがあると聞いています。このような実態は改善されるべきではないでしょうか。金額設定をどこにするかという課題は残りますが、この「小規模工事希望者登録制度」の精神を「物品」分野に制度化されることを強く要望いたします。

この制度を創設する際に考慮していただきたいのは納税要件を緩和することです。税金完納を条件とするのではなく、分納計画書の提出でも可能とすることです。税金を滞納している中小業者に対しては請負代金の一部から滞納税金を納税してもらうシステムを導入することです。吹田市にとっても中小業者にとっても実利があるはずです。

④ 請願事項第4項目「期限を切った緊急経済対策として、全国154自治体で実施している『住宅リフォーム助成制度』を創設すること」について

この制度については「個人の資産の形成に資するところに税金は使う事はできない」という考えがありますが、2006年9月に国土交通省が発表した「住生活基本計画」（全国計画）では、「住宅は、都市や町並みの重要な構成要素であり、安全、環境、福祉、文化といった地域の生活環境に大きな影響を及ぼすという意味で社会的性格を有するものである」としており、「個人の資産」のみの役割ではないことを明確にしています。また、この施策は緊急の経済対策として要望しているものであり、全国的にその効果が表れている施策でもあります。2011年1月28日の参議院本会議における市田忠義参議院議員の質問に対して、菅総理は「地方公共団体による住宅リフォームへの助成制度については社会資本整備総合交付金を活用することができ、今後ともこのような取り組みを支援していく」と回答しています。財政的な支援を得ることができる今こそ吹田市にも導入するチャンスです。

実施していただく際は「使い勝手のよい」制度にさせていただくことを切望いたします。その内容の第1は利用できる範囲を狭めることのないようにすることです。「耐震」とか「福祉」とかに限るといった条件をつけないで幅広く低額な工事にも助成対象を広げることが重要です。第2は補助金の支給や申請を簡素化することです。納税要件は制度を利用する住民にあっても工事を請負う中小業者には納税要件（「小規模工事登録制度」の項で申し上げたとおりです）を求めないことです。現在全国の自治体から熱い注目を受けているのが岩手県宮古市（資料参照）の制度です。当初の予算措置は5000万円でしたが、評判がよく6月議会、9月議会で其々1億5千万円を増額して、総額で3億5千万円にもなりました。2011年度も継続されることになっています。ここで市に考えていただきたいのは、住宅をリフォームする住民の皆さんの意向が「吹田市に住み続ける」ことを前提にしていることです。恒常的な制度としてではなく、期限を切った緊急経済対策として提案していることに注目していただき、積極的な検討を期待します。

（2）雇用対策の抜本的な強化を

① 「防災を意識したまちづくり」と雇用促進事業の創設

今ほど防災に対する関心が高まっているときにはありません。官公需のあり方やまちづくりのあり方を「防災」を中心にして見直すことが住民要望に応え、行政と住民の信頼関係を強いものにすることができます。吹田市固有の官公需問題の特徴は地元中小企業・中小業者への発注割合が極端に低いことがあります。井上市長もこの問題を市長選挙の最中に指摘されていました。目に見える形で発注割合を引き上げるために効果があるのも「防災」対策です。学校等の公共施設や水道管の耐震化を、計画を前倒して行うべきです。吹田市が避難場所として指定している施設で大丈夫かと心配されているものもあります。防火水槽の設置も急ぐべきです。JR以南地域の液状化対策も重要です。そうすれば、中小業者に仕事が生まれ、雇用が拡大します。前市長が計画していた「防災

複合施設」の建設では、住民生活に身近な防災対策を行うことにはならず、雇用の拡大にはつながりません。中小業者の仕事起しを行うためには元請を増やすことが一番です。

「防災を意識したまちづくり」では医療や福祉を地域経済振興の視点、地域コミュニティ形成の視点で見直す（商店街・市場の重要性）ことも重要です、

吹田市が「失業者」対策として「仕事を起す」ことも研究される必要があります。1950年代から1980年代まで行われた「失業対策事業」は働いて収入を得たいと願う多くの国民に働く場所と生活費を保障しました。こうした施策の推進が切実に求められています。

② 公務員改革で生まれた資金を新規職員の採用に

井上市長は公務員改革を行うことを公約されました。この路線に吹田民商は反対です。改革の内容がわからないため一般論のみしか語ることができませんが、心配されるのは地域経済の需要が後退する可能性があるということです。公務員の給与が下がったことで民間まで下がるようなことがあれば吹田市の財政面では経費削減で効果が出たとしても、地域全体の給与総額が減少して地域経済の後退に波及する可能性があります。そうなれば、税収そのものが伸びる事はありません。もし、市長が公務員給与を下げるのであれば、その資金を活用して新規雇用を増やすべきです。雇用対策を進めるのであれば、これは結果的に行政のワークシェアリングであり、吹田市民を採用すれば需要も後退せず、税収も落ち込む事はありません。そして、何より、住民サービスが向上します。市長は産業振興を3つの重点政策の一つにされています。そうであれば、産業労働にぎわい部の職員数が少ないことにお気づきいただきたいと思います。職員数を増やしていけばもっともっと産業振興の展望が開けます。また、災害が起こった際に住民のために働いてくれる公務員が多数いることは住民に喜ばれます。消防隊員は定数の75%しかいません。100%を実現して住民に安心安全を届けるべきです。

③ 公契約条例の制定を

ILO(国際労働機関)は1949年に「公契約における労働条項に関する条約」(ILO94号条約)を制定しています。公的な機関が発注する事業について、社会的に適正・公正な水準の賃金・労働条件を確保することを契約に明記することになっています。日本はまだこの条約を批准していませんが、その重要性に対する認識が急速に高まっています。地方議会では千葉県野田市、川崎市などで最近条例化されました。労働条件の面だけではなく、適正な下請け単価の基準を明記させることも地域経済を循環させる点で重要です。吹田市でも公契約条例の制定が期待されています。

④ 就労支援対策の強化を

ジョブカフェすいた(2008年7月開設)は2008年度に411名、2009年度に703名、ジョブナビすいた(2008年11月開設)は2008年度に13名、2009年度に83名に就職先をあっせんして一定の役割を果たしています。しかし、「雇用労働問題アンケート調査」に

よると、この施設の認知度は 23,9%しかありません。市内製造業者を積極的に訪問しているコーディネート事業との連携や労働相談事業との連携が図られる必要があります。また、地域の労働組合にも参加を呼びかけて、施策のあり方や運営についても検討するなど共同を図ることが重要です。

JOBナビすいた（2008年11月開設）

	登録者数	就職者数
2008年度	554	13
2009年度	1,211	83

JOBカフェすいた（2008年7月開設）

	登録者数（内、市内居住者）	就職者数
2008年度	1,345（716）	411
2009年度	1,429（550）	703

労働相談

	相談件数
2004年度	125
2005	105
2006	121
2007	105
2008	134

（3）TPP 参加は地域経済の崩壊招く

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加は農業問題ではなく日本の国の形そのものを変える大問題です。外国から安い労働力が大量に入国して日本の労働者だけではなく中小業者まで弾き飛ばされてしまいます。市町村段階の官公需にも外国企業が参入する事態も生まれます。地域経済を崩壊に導く TPP は阻止しなければなりません。

2 商店街・市場対策を強化する

アメリカからの強力な圧力に屈して規制緩和が始まり、安価な商品の流通と引き換えに、食の安全が脅かされ、人のつながりが希薄となり、中小商店が大量に廃業に追いやられてしまいました。「吹田市商工業振興対策協議会」の討議の場でも商業者の代表の方々が最も強調されていたのが「これ以上の大型店の進出はいらない」こと、「商店街や市場が人と人のコミュニティの場である」ことでした。災害に対する備え、少子高齢化社会、環境重視の時代に入った今、商店街・市場の役割を住民の多くが再発見することで、改めて社会的な存在として発展させていく必要があります。

（1）商店街・市場の社会的な役割を住民合意で確認すること

福島学院大学短期大学の下尾勲教授は、その著書「地元学のすすめ」で商店街が果たしている社会的機能について①市街地の景観機能②にぎわいと活力創造機能③地域コミュニティの形成機能④地域循環機能⑤商業の需給調整機能の 5 点をあげておられます。この 5 点は誰もが「なるほど」と賛同できるものです。商店街や市場が衰退した最大の原因は大型店の大量進出にあります。それは前述したようにアメリカからの圧力に日本政府が屈したこともあります。それを支持した国民、住民がいたからでもあります。それらの住民も含めて商店街や市場が果たしている社会的な機能を確認していくことが重要です。下尾勲教授は「商店街が住民を支援するというかつての時代は終わりを告げ、地域の住民が

商店街をサポートしていく時代になった」と言われています。この指摘は、吹田民商が行った「産業政策の提言」(2002年)でも指摘していることでもあります。民商は商店街・市場と住民との橋渡しを行政が行うべきだと主張してきました。少子高齢化社会に向かう今、そして、防災を意識したまちづくりを行いたいと言う願いが住民に満ち溢れている今こそ、住民合意で商店街の機能を確認しあうときではないでしょうか。そして、住民と商業者が共に商店街・市場対策を考えていくべきだと思います。吹田市内の商店街・市場は衰退したとは言え形をのこしている所が沢山あります。厳しいなかで本当に奮闘されています。行政は6つの地域ごとに担当職員を配置して、地域住民と商業者が共に話し合う場を設けて「住民合意」が進む様に援助する体制をとるべきです。その協議の場にはその地域で生活する住民だけではなく地域で働く労働者や地域で学ぶ学生等も参加できるようにするべきです。

(2) 商店街・市場の実態把握を早急に

全事業所実態調査の結果からは商店街・市場の実態を把握する事はできません。そのため、吹田市内の全ての商店街・市場の実態を把握することが必要です。研究者や専門家、住民、市職員も入れて質問項目づくりから始めることです。予備的な調査を踏まえて実施に移すことが全事業所実態調査の経験からも重要です。調査やその後の分析会には市の職員や多くの住民に協力をお願いすることが商店街・市場への関心を高める場となります。2009年に関西大学の三谷ゼミが実施された「JR吹田駅前アンケート調査」の結果についても参考にすると良いと思います。

(3) 2つの具体的な支援策

商店街・市場が塊として存続できるようにすることはまちづくりの観点からも大変重要です。特に、高齢化社会に突入した今、身近で買い物が出来て「おしゃべり」もできるような場所が欠かせません。そのための具体的な支援策の一つが官公需の地元商店優先発注の実施です。市役所や関係する機関が使う消耗品や学校等が購入する食材等を商店街や市場にある商店から購入することです。市は本年度からの「物品」分野の「市内業者優先発注」を決定していることもあり、时期的にも最善のタイミングです。今までの市役所が最大の基準としてきた「安価」「安全」「一括納入」と言った基準から、「安全」は当然ですが、文字通りの「分離・分割」発注、「中小業者育成」の基準を貫くとともに「高齢者支援」「コミュニティ支援」など新たな基準を設けて地元商店を具体的な形で応援することです。

第2は吹田市の職員全てが週数回「商店街・市場デー」を設けて買い物をしたり、憩いの時間をとったりして吹田市内の商店街・市場に触れる機会をもつことができないかということです。全職員に「業務命令的」に強制することはできませんが、吹田市で働いている職員が週数回買い物や憩い等で吹田市内の商店を利用していただければ、経済循環が形になって表れるとともに、職員の皆さんが具体的な形で「吹田市」を知る機会にもなります。商業者の実態や果たしている役割にも関心を持っていただけるのではないのでしょうか。

商店街・市場はそれほどの価値があるものです。

（４） イベント事業と本格的な商業支援のあり方について

ここ数年、各地でイベント事業が数多く行われているように思われます。イベント事業は参加する事業者のまとまりを生み出すなど積極的な面もありますが、日常的な商業活動の延長線上に位置づけられるべき性格をもつ企画です。幾らイベントで人を集めても、日常と切り離されていてはイベント事業の意義が半減します。重要なのは商店街や市場にある個店が充実することや周辺住民の要望を把握した事業展開を行うことです。

個店の充実のためには一人ひとりの店主が学び実践する気風を盛り上げることで実力をつけていく必要があります。経営塾に参加したり専門家を派遣する事業を確立したりして個店対策を強化することです。周辺住民の要望を日常的に把握し、商店街や個店の運営に生かしていくことが重要です。定期的に「買い物調査」を実施して、周辺住民と双方向の取り組みになるように努力をすることが大切です。商売ですから買い手のニーズがどこのあるのかを把握することは重要です。その情報集めを行政が支援することです。あとは、事業者自身が自らの問題として対応策を検討しなければなりません。大切なのは、イベント事業のような「見える活動」の展開だけではなく「見えない活動」を地道に実践することです。

（５） 商業人育成・リーダー育成の支援

商店街・市場を塊として発展させていくためには、全体のまとまりだけを重視しても発展しない事は各地の実践結果から見て明らかです。個々の店主が自力をつけて経営力を向上させるなかで商店街としてのまとまりを考えていく視点が求められています。この取り組みは、すぐに成果が見えてくるものではない根気のいる事業です。だからこそ、事業者の自主性を基礎に行政が継続のための支援をしていくべきです。金沢市の「まちなか商い塾」、東京都墨田区の「すみだ商業人塾」など全国の経験に学びながら吹田らしい支援のあり方を模索するべきだと考えます。

＊ 小川雅人福井大学准教授「地域小売商業の再生とまちづくり」参照

（６） 大型店進出と既存大型店の撤退を阻止する施策を

吹田市が提案した「環境影響評価条例の見直し案」が３月議会で撤回されました。これは吹田民商と商工会議所や商業団体の共同の成果です。この取り組みを通して私たちが知ることができたのは、この10数年間、吹田市内に大型店が進出していない背景に「環境影響評価条例」があったという事実でした。今回の見直し案は「審査期間を短縮する」とことと、「審査を行う施設の面積を大幅に緩和」（5千㎡を3万㎡に）するというものでした。この内容を維持できた事は幸いでした。私たちが驚いたのは、「吹田市商工業振興対策協議会」の下に設置された「商業の活性化に関する要領・要項制定作業部会」が大型店問題を協議されている最中に他方では大型店等が進出しにくい条例を見直すことが検討されていたという事実です。「吹田市産業振興条例」が徹底されておればこのようなことにはならないの

ではないかと思います。今後はこのようなことが起きないようにしなければなりません。また、「吹田市産業振興条例」や「吹田市環境影響評価条例」だけではなく、商店街・市場を核とした街づくりに役立つ条例を整備していく必要があります。それは、大型店の進出だけではなく、撤退の環境を作らないことも重要です。現時点では既存の大型店と周辺商店街・市場は共存しています。その共存が崩れることなく強まるような対策が求められています。「地域における商業の活性化に関する要項」「商業者等に求められる具体的な地域貢献策の例」が具体的な形で実践に移されていくことが重要です。

3 「中小企業支援センター」（仮称）開設を視野に入れ相談窓口を充実させる

吹田市内の中小企業・中小業者は吹田商工会議所や商店会等の組合、同業組合、中小企業家同友会、そして、私たちの吹田民商に加入されていますが、圧倒的な中小企業・中小業者はどこにも所属されていません。その方々の多くは経営や暮らしに困ったときは、どこにいつておられるのでしょうか。また、業者団体に所属されていても、民商のように、中小業者の全ての要求や相談に対応している団体は少数です。（もしかしたら民商だけかもしれない）「年越派遣村」村長の湯浅誠さんの活躍で「ワンストップ」相談が有名となりましたが、中小業者の抱えている問題は経営だけではなく暮らしの面など多様です。例えば融資の相談に来たものの、詳しく話を聞くと、多重債務であったり、税金や国民健康保険料を滞納していたりすることもあります。その場合は融資ではなく、サラ金をどうするかであり、場合によっては生活保護の申請が必要であるかもしれません。また、事業計画を立て直さなければならぬかもしれません。当然、純粋な経営相談が圧倒的多数でしょう。このような多様な相談に対応する窓口が必要です。それだけではなく、異業種間での交流や多様なネットワークを広げることができる「場」も必要です。東京都墨田区では「中小企業支援センター」を設置して、製造業者の加工技術の高度化を支援する体制を整え、大阪府八尾市では「中小企業サポートセンター」を設置して、新製品の開発から、販路拡大、企業間連携、創業・起業支援などの体制を整えています。吹田市が相談窓口を設置する場合は、墨田区や八尾市等の経験も参考にして、経営面や技術面だけではなく、上述したような「ワンストップ」の機能をもった施設（機関）の設置が必要です。施設があれば最善ですが、施設がなくても人員を配置してソフト面での支援を強化していくことができるはずです。ビジネスコーディネート事業との連携も大切です。重要なのは、目先の施策にとらわれることなく長期的総合的な政策と方針に基づいて施策を行っていくことです。

4 融資制度を充実させるとともに金融機関との連携を強める

実態調査から規模が小さいほど融資に頼らざるを得ない状況があることや中小業者にとって「無担保無保証人融資の増枠」の要望が強いことがわかります。ところが、国は、「中小企業向けの融資を円滑にする」（中小企業憲章）としていながら責任共有制度廃止の方向性はありません。緊急保証制度も東日本大震災を経験して 9 月まで延長されたものの、大阪では、府が融資制度を改悪したため他の都道府県融資に比べ活用しにくい制度となって

います。大阪府は預託金を大幅に引き上げて融資制度そのものを縮小してしまいました。これは公的融資の責任を「放棄」するに等しい決定です。それだけに、国や大阪府の制度改善を求めることと合わせて吹田市の制度を充実させることが重要です。吹田市の制度は借入限度額が低く、返済期間も短く、中小業者の実態に合致していません。そのため、制度利用者はごく少数（2007年度 29 事業所、2008年度 30 事業所、2009年度 15 事業所）に留まっています。吹田市産業振興条例は第4条で、「創業の支援及び事業者の定着の支援」、「小規模企業者の経営の状況に応じた支援」を産業施策の方針として掲げています。行政は金融が中小業者の「命綱」であることを自覚し、吹田市の制度を拡充する必要があります。また、地域金融機関との連携も欠かせません。北海道帯広市にある帯広信用金庫は「地域経済振興部」を設置して地域の中小企業・中小業者を支援しています。理事長は「信金というのは協同組合であって、株式

会社の銀行と違って、もうけ第1の会社ではない」との認識を示されているそうです。地域金融機関のあるべき姿として大いに参考にするべきです。行政は吹田市産業振興条例の精神に立って連携を強めていくことが重要です。

吹田市小企業者事業資金融資

	申し込み		実行	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
2007年度	39	137,390	29	83,890
2008	44	132,230	30	84,100
2009	18	61,350	15	42,850

5 意識的・系統的な人づくり、組織づくりを進める

吹田民商は、吹田市産業振興条例が制定された際、今後の産業振興の重要な柱のひとつに5年後、10年後、20年後を見据えた「人づくり、組織づくり」が重要だと吹田市当局に要望してきました。2009年以降2年間、「吹田市商工業振興対策協議会」の下に3つの部会が設置されて積極的な議論が展開されてきましたが、この取り組みで、少なくとも、今までに比べて倍以上の事業主が吹田の産業政策を考える主人公となりました。このように、様々な角度から「人づくり、組織づくり」を行っていくことが重要です。

まず、第1に「経営塾」を吹田市が主催して実施することで、事業主そのものの経営的な力量を高めていくことです。吹田市の施策では、この分野は商工会議所に委託されているだけです。それだけでは、この分野の事業は進みません。講師の選任も含めて吹田市が責任をもって進めていくべきです。吹田民商でも2008年5月から半年間をかけて経営塾を開催しましたが、それまで、目的も計画ももつことなく事業をしていた会員が専門的に勉強して売上を伸ばしている会員も生まれています。一緒に学ぶことで仲間意識も生まれ、ネットワークを広げる役割も果たしています。吹田市は委託事業のみに頼ることなく独自の方針で事業主育成に取り組む決断を行うべきです。

第2は従業員教育の重要性です。実態調査の結果では、607 事業所 41.0%が人材育成を「特に行っていない」と回答し、9 人以下ではそれが 67.6%にも達しています。その事業所に適した「人材育成」の方法と一緒に考え指導したり、集団で業種ごとに教育したりす

るなど具体的な手立てをとるべきです。実態調査の「必要な支援」の項目にも 283 事業所 18,0%の事業主が「人材育成」を挙げていることを重視する必要があります。

第3は、技術の指導や継承を目的とした教育機関を設置する必要があることです。2001年以降の本格的な構造改革の推進は日本の中小業者を激減させました。この中には優秀な技術を持った事業主も従業員もいたはずですが。他方で、体系的、実践的な教育を受けていない事業主や従業員が生み出されています。吹田市民の多様な力を活用して、技術を教え、継承していく手立てを講じる事が期待されています。

第4は学校教育や社会教育との連携を強化することです。産業が吹田市の地域経済に果たしている役割、中小業者が経済的な側面だけではなく、吹田のまちづくりについても大切な役割を果たしている事実、厳しい中でも誇りをもって社会的な貢献をしている事業所が多い事実を地域住民の皆さんに知らせていくことが大切です。特に商店街や市場の果たしている役割を少子高齢化社会との関係で、また、製造業の事業所が他市へ数多く移転していることが吹田の経済や雇用に与えている影響を広く啓蒙していく必要があります。小学校から大学まで、そして、社会教育まで市が中心になって連携を強化することが求められています。そのためには、産業労働にぎわい部と教育委員会、公民館等との連携が必要です。吹田市産業振興条例は第8条（市民の役割）で、「市民は、産業の振興が調和のとれた地域社会の発展に寄与することについて理解を深めるとともに、産業の振興に協力するように努めるものとする」と記しています。これを実践することです。

第5は経済団体の自立を促すための手立てを具体的にとることです。吹田市産業振興条例第3条第1項は、産業振興の中心に吹田市が座ることを求めています。経済団体に対する経済的支援の強化を求めているわけではありません。運営の面でも財政の面でも市役所に頼らなくてよい自立した組織を数多くつくることを重視しなければなりません。条例は第7条で「経済団体等は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を支援する事業活動を行うとともに、産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする」と記しています。この条例の中身を吹田市内の経済団体が実践できるようにしていくことが求められています。団体運営のあり方を考えたり活動交流できたりする会合を持つことも有効な対策です。経済団体の枠を乗り越え、オール吹田で産業振興の核となる人づくり、組織づくりを考え交流する姿勢を市がもつべきです。

第6は職員の育成です。この間、幹部職員が頻繁に異動したことで様々な弊害を生んできました。5年以上同じ部署にいながら、自分の担当している施策に精通しているだけで、何も勉強していない職員もいました。これでは随時変化する中小企業・中小業者の実態に相応しい対応や施策展開を打ち出すことなどできません。市はこの分野の職員育成の方針を確立し定期的に検証を行うべきです。

6 事業主や従業員の健康問題を重視する

実態調査は健康の不安を抱えて事業をしている事業主が 43,1%も存在していること、9人以下の事業主の 24,7%が健康診断を受けていないことを明らかにしました。この健康問

題を産業政策としても重視することが重要です。なぜなら、中小企業・中小業者の経営の大半は事業主によって成り立っているからです。勿論、従業員の健康対策も同時に行う必要があります。健康対策で重視する第1は労働時間の制限と休日の保障の問題です。中小企業や中小業者だけに「努力しろ」と言ってもできません。取引先との関係、特に不公平な取引慣行が多く、事業主に無理を強いている背景となっています。取引先は吹田市内とは限りませんが、少なくとも、吹田市内の事業所どうしが取引をしている場合は、労働時間や休日を考慮する環境整備を市が率先して行うべきです。

第2は健康診断を受診しやすい環境を整備することです。そのためには、料金の問題、受診できる時間の問題などがあります。受診料の補助や休日、夜間の受診体制などの対策を実施するべきです。建設関連の事業主や従業員はゼネコン関係の現場に入る時は事前に健康診断を受診することが義務付けられています。健康診断の受診を促進する上で参考になります。その際重要なのが、料金の補助や休日、夜間の受診体制の整備です。零細な中小業者やそこで働く従業員が気軽に受診できる環境整備が必要です。

第3は、産業労働にぎわい部と国保高齢者医療室、保健センター、吹田保健所、病院等との連携を強めることです。「産業振興」政策の大切な一環に健康問題がおかれ、総合的、計画的な対策を講じるための体制づくりが必要です。

7 産業施策を吹田市行政の上位に位置づける推進体制の構築を

吹田市産業振興条例と実態調査結果を基にして本格的な産業施策を展開するためには人員を大幅に増員し予算も大幅に増額することが決定的に重要です。商工予算は当面、少なくとも一般会計の2%以上（現行は0.5%）まで引き上げるべきです。職員も市内6地域に配置し各地域の実情に即した施策が展開するに必要なだけは増員しなければなりません。また、吹田市の産業の実態と吹田市産業振興条例の趣旨を全職員に徹底し、理解を広げることです。官公需の問題、中小業者の暮らしや健康の問題、まちづくりの問題等、産業振興の領域は広範囲に及んでいます。それに相応しい全庁舎的な体制づくりを行うべきです。

8 その他の事項について

その他の事項で気になる点を幾つか指摘しておきたいと思います。第1は江坂地域の実態調査を再度行う必要があることです。この地域は吹田市最大の産業集積地であると共に、国内34位、大阪府内2位の販売額を擁する卸売業の集積地でもあります。ところが、この卸売業の実態が調べられた形跡がありません。全事業所実態調査においてもこの点は把握されてはいません。商店街・市場同様、再度実態調査をおこなうべき重要事項です。

大阪府下の卸売業年間販売額 2007年6月1日現在（商業統計調査）

大阪市	21,675 事業所	42,752,623（百万円）
吹田市	1,178 事業所	1,858,155（百万円）
堺市	1,512 事業所	1,000,507（百万円）

第2は全事業所実態調査の資料を基に吹田市内の企業のデータベース化を構築して市

内業者との関係を強化していくことです。既に製造関係の企業紹介は吹田市のホームページで行われています。これを製造業だけに限らず全業種に拡大していくことです。特に江坂地域の実態調査を踏まえて卸売業をデータベース化が実現すると大きな可能性が開けるのではないかと思います。東大阪市の前経済部長の木村氏は全事業実態調査を行う意義の一つに「データベース化」を上げておられます。東京都墨田区が行っている実態調査項目を見ると行政と区内業者の信頼関係の強さを感じます。豊中市では約1000社の製造業者との関係が継続しており日常的な情報発信も行われているそうです。吹田市がこのような先進市の経験に学び実践することで信頼が高まり経営力や技術力向上、ネットワーク化などの新たな可能性が広がるのではないのでしょうか。

第3は観光施策の展開が人もお金もかけて精力的に行われていることです。この政策は2007年の市長選挙で前市長の公約として突如として登場したものです。「吹田市新商工振興ビジョン」にも全く触れられてはいませんでした。それが、当初は「市民の市民による市民のための観光」と言いながら、観光センターを設立したかと思えば、吹田にぎわい観光協会も設立させました。「市民の市民による市民のための観光」であれば、観光センター

吹田市観光センター利用状況

	来訪者（人）	電話（件）
2009年10月	265	49
11月	149	13
12月	128	9
2010年 1月	286	7
2月	189	9
3月	174	8
計	1,191	95

も観光協会もいらず「産業」にする必要などなく、文化施策で十分だったはずですが。問題なのは、財政が厳しいと言いながら、この分野だけが予算が増額され、人員配置も、「商業」ラインや「起業・工業」ラインよりも多くの人員が配置されていることです。市は「吹田市観光ビジョン」を策定し積極的な施策展開を行う方向です。しかし、上述したように文化施策と重なる部分が多く「産業」として成り立つかどうかは未知数です。当面する成果にこだわらず、「産業」として成り立つかどうかを研究する施策に転換するべきです。

第4は農業の問題です。農業を「産業」として育成することには賛成です。そのためには、現行の「市民農業」の枠を超えた施策展開が求められています。予算の大幅な増額がなければ「産業」とはならず「絵に描いた餅」で終わります。

第5は企業誘致の問題です。東部拠点開発の進展に伴って企業誘致条例を制定する可能性が浮上しています。吹田市産業振興条例の審議段階から東部拠点開発と連動しているのではないかと心配してきました。条例を具体化するために「吹田市商工業振興対策協議会」の下に設置された「企業誘致・起業家支援施策検討部会」の議論（2009年7月～2011年4月）では「企業誘致策については、①国や府が行っている制度について紹介して活用する②市においては税金を安くするなどお金をもって誘致する事はしない③地域経済の循環に資する企業に来てもらおう④市の魅力や地域の魅力を発信して企業を誘致しよう」と言うことが確認されています。つまり、「企業誘致先にありき」の姿勢はとらないと言うことです。もし、企業誘致を行う場合は、産業振興が他力本願に陥りことのないよう、吹田市産

業振興条例に沿って住民合意で進めていくことが何よりも重要です。

第6は中小業者にとって消費税や国民健康保険料の支払が大変重い負担になっていることです。産業政策を考える際、多くの中小業者がこのような状況に追い込まれている事実は無視できません。

おわりに

全事業所実態調査は地域経済振興条例とともに吹田民商が1990年代半ばから一貫して求めてきたことです。それが、吹田市産業振興条例と同時に実施することができたことは、私たちにとって大きな喜びでした。東京都墨田区や東大阪市のように吹田市でも職員の皆さんが事業所を直接訪問して実態調査を行うことを期待しましたが、そのようにはなりませんでした。その点が残念です。それでも、「全事業所実態調査実作業部会」で実態調査の項目づくりを商工会議所や中小企業家同友会の代表、市役所の職員の皆さんなどと一緒に行うことができました。調査結果の集計後は上記の方々に消費者団体の代表を加えて、「全事業所実態調査作業部会」で自由に議論をして分析作業を行ってきました。並行して、吹田民商でも名城大学の井内尚樹先生や京都大学大学院に進学され岡田知弘先生のゼミで勉強された岩根良さんを交えて幾度も学習や討議を重ねてきました。

第1次案を発表したのが1月25日でした。その後、2月2日には「吹田市観光ビジョン（素案）に対する意見」を発表し、2月14日には吹田市に対して「官公需の地元優先発注、中小業者の仕事起しを求める要望書」を提出、3月には「環境影響評価条例の見直し」に対する運動（最終的に市が撤回を表明）参加、吹田市長選挙における4人の候補者に対する質問状に対する回答など、第1次案の内容を継続して考え深める機会を連続してもつことができました。その間には、契約検査室、産業労働にぎわい部、教育委員会などとも懇談会を持たせていただきました。そして、3月11日の東日本大震災の発生です。大地震・津波・原発事故と連続した大災害は自然災害だけではなく、安全な国づくりを怠ってきた人災と断言できるものです。特に、福島原発のお粗末さは利益優先、人命軽視のこの国の有り様を根底から揺さぶるものとなりました。被災者の救援と復興をどうするか、原発をどうするか、これからのエネルギーをどうするか等、国民皆で考えてきました。5月7日に第2次案を発表し、再度、皆さんのご意見をいただいてこの文書ができあがりました。参加いただいた皆さんに心よりお礼を申し上げます。

吹田市産業振興条例を施行しました。

産業は、市民の日々の暮らしを支える基盤であるだけでなくまちの活力を生み出すことから、すべての産業の安定した発展に向け、市民、事業者及び行政の協働により、振興施策に取り組むことが強く求められています。

平成11年に改正された中小企業基本法第6条でも「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」として「地方公共団体の責務」が規定されています。

こうした状況を踏まえ、本市の産業の振興に当たり、その基本となる考え方、基本理念及び施策の方針を定め、市、事業者、経済団体等及び市民のそれぞれの役割を明らかにすることで、産業基盤の安定及び強化並びに地域経済の循環及び活性化を図り、もって就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資するとともに、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的として産業振興条例を制定しました。

吹田市産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、産業の振興に関する基本理念及び施策の方針を定め、市、事業者、経済団体等及び市民の役割を明らかにすることにより、産業基盤の安定及び強化並びに地域経済の循環及び活性化を図り、もって就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資するとともに、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 特定連鎖化事業 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業（サービス業に属する事業を含む。）をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者をいう。
- (5) 経済団体等 商工会議所、農業協同組合その他の市内における産業の振興を図ることを目的とする団体及びその連合会をいう。
- (6) 大型店 店舗面積の合計が500平方メートル以上である建物をいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、市が市民、事業者及び経済団体等との協働の下に産業の振興のための施策（以下「産業施策」という。）を行うことにより推進されなければならない。

2 産業の振興は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を基に推進されなければならない。

3 産業の振興は、中小企業者の発展を基に推進されなければならない。

(産業施策の方針)

第4条 産業施策は、次に掲げる方針に基づき推進されなければならない。

- (1) 創業の支援及び事業者の定着の促進を図ること。
- (2) 地域経済の循環及び活性化に資するための企業誘致を図ること。
- (3) 日常生活を支える地域密着型商業の展開及び商業地の整備を支援することにより、地域の商業の魅力の向上を図ること。
- (4) 環境と調和のとれた都市型工業の推進を図ること。
- (5) 消費地に近い特性を生かすとともに、農地の持つ多面的な機能を活用した都市にふさわしい農業の振興を図ること。

(6) 観光資源を活用するとともに、市の魅力を市の内外に発信することにより、観光事業の推進を図ること。

(7) 人の交流の促進並びに情報の発信、収集及び共有の機能の強化を図ること。

(8) 産業を担う人材の育成を図ること。

(9) 地域からの雇用の促進及び継続に対する支援を図ること。

(10) 市内の中小企業者の受注機会の増大を図ること。

(11) 小規模企業者の経営の状況に応じた支援を図ること。

（市の役割）

第5条 市は、基本理念に基づき、必要な調査を行い、産業施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、産業施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、産業施策の推進に当たり、国、大阪府その他の地方公共団体及び大学その他の教育機関との連携及び協力に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 市内の事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成並びに従業員の福利厚生の向上に努めるとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。

2 市内の商店街又は小売市場において事業を営む者（特定連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）を含む。）は、商店会（当該商店街又は小売市場において事業を営む者の組織する経済団体等をいう。以下同じ。）へ加入するよう努めるとともに、商店会が商店街又は小売市場の活性化を図るための事業を行うときは、応分の負担を行う等により当該事業に協力するよう努めるものとする。

3 市内において大型店を運営する者は、経済団体等に参加するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。

4 市内の大企業者は、中小企業者との共存共栄を図るとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとする。

5 市内に加盟者を有する特定連鎖化事業を行う者は、当該加盟者に対して第2項の規定を遵守するよう指導するとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとする。

（経済団体等の役割）

第7条 経済団体等は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を支援する事業活動を行うとともに、産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第8条 市民は、産業の振興が調和のとれた地域社会の発展に寄与することについて理解を深めるとともに、産業の振興に協力するよう努めるものとする。

（会議の開催等）

第9条 市長は、産業施策を推進するため必要な会議を開催するものとする。

2 市長は、産業施策の実施状況を公表するものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。